

市議会議員

かけのまち子

電話/Fax 53-7727

[kakenom@xi.commuja.jp](mailto:kakenom@xi.commuja.jp)



市議会議員

みわ 陽子

電話/Fax 54-6712

[yokko0520mi@yahoo.co.jp](mailto:yokko0520mi@yahoo.co.jp)



No.550 2024.5.9

日本共産党江南市委員会

あすの江南

元市議 森ケイ子 電話/Fax 57-2753

元市議 東よしき 電話/Fax 54-7977

日本共産党江南市議員団 HP



検索

\*困り事は早めにお気軽にご相談ください

# 新学校給食センターの建設はじまる

南部、北部2つの学校給食センターを1か所に統合する8,100食規模の新学校給食センターの建設工事が、すいとびあ江南西側の用地(約16,000㎡)で始まります。完成後の市への施設引き渡しは2025年7月頃、供用開始は2025年9月1日の予定です。

公募により決定された愛称は「藤の花給食センター」ということです。党議員団がこれまで議案質疑で質してきた点を中心に、概要や懸案事項をお知らせします。



新学校給食センターの施設イメージ(図は広報こうなんより)

## 給食に関して、市が直接実施する業務は

- ① 献立作成業務 ② 食材調達 ③ 食材検収業務(事業者が補助)
- ④ 衛生管理、調理等についての指導・助言 ⑤ 見学者の案内、説明
- ⑥ 給食費の徴収管理 ⑥ 食育指導 となります。

これまで、市職員(会計年度任用職員)が行ってきた各学校での配膳業務が、業者の業務内容に組み込まれました。市が給食のサービス水準についてモニタリングを実施する他、事業者自らセルフモニタリングも実施する(内容は市と協議し設定)としています。



## 事業者の選定方法、110億円の内訳、支払いは

入札には3グループが参加。価格を30点、提案を70点として選定委員会が評価。価格がもっとも高かったものの、適切な人員確保と衛生管理対策、安定的な配送回収体制の提案が評価され落札者が決定しました。

110億円の内訳は、設計約8,200万円、施設整備約45億2,600万円で、うち建設費は約38億2,600万円。委託料相当額は約64億7,900万円で、うち運営費が約55億6,700万円、維持管理費が約8億4,000万円との答弁でした。

建物引渡し時に、施設整備費の消費税相当額3億8,266万円を一時金として支払い。一時金以外の106億2,224万円は、2025年9月の供用開始から事業期間終了の2040年8月まで4半期ごとに分割して支払う契約です。国庫補助金を活用せず、より有利な年間6400万円のPFIの交付税措置を活用しますが、年間約7億円近い重い負担が続きます。

### 【新施設の概要】

市内10小学校、5中学校の約8100食を調理  
1日2献立、卵・乳のアレルギー代替食も可能に  
PFI方式(BTO)で建設・15年間運営。設計・  
建設・厨房機器設置・調理・配送・配膳・維持管  
理業務等は(株)江南スクールランチ(10事業者  
によるSPC特別目的会社)  
総事業費は15年間で110億490万円

## 大規模災害への備えは

給食センターとしては日本最大級の太陽光パネルを敷地内に設置、大規模災害時の非常電源を確保。木曽川氾濫時に備え、可能な範囲で重要な設備機器を屋上に設置。大規模災害時における、炊き出しや支援物資の供給等の支援協力は、必要に応じて今後事業者と協議をする必要があるとのことでした。

## 調理員の処遇、安定した人員体制は

常勤の正社員を配置すべきとした職種は、統括責任者、調理責任者、副責任者、食物アレルギー対応食調理責任者、食品衛生責任者、配送責任者(一部兼務も可)で、調理員の正規、パートの各人数については事業者提案にゆだねるものとされました。

## 複雑すぎて自治体・業者泣かせの4万円の定額減税、減税不足の人は差額給付金を支給

岸田首相の思いつきで作られた「減税」ありきの1人4万円の定額減税(所得税3万円、住民税1万円)が6月から始まります。しかし複雑すぎて事業者や自治体に重い事務負担を課すことは必至。問い合わせがあいつぎそうです。

5月13日開会の市議会5月臨時会に、納税額が少なく定額減税の恩恵を受けられないと見込まれる人、生計同一配偶者、扶養親族に対し、差額分を万円単位に切り上げて支給する調整給付金の予算7億9023万円が計上されます。

しかし2024年分所得税額が確定するのは12月以降。給付額に不足が出た場合は追加で給付し、給付額が多すぎた場合は返

還の必要なし?とか。

2023年分の所得税額をもとに支給対象となりそうな人には支給要件確認書が市から送付され、確認書の提出が必要となります。事務負担とその経費負担ばかりが重く、減税の実感がとぼしい不満一杯の制度です。

\*2023年度に住民税非課税の世帯、均等割のみ課税の世帯、2024年度に新たに住民税非課税、均等割のみ課税となった世帯に対しては、1世帯10万円(児童1人5万円加算)が支給され、定額減税調整給付金の対象外です。